

# 「国際的な連携及び交流活動」評価報告書

(平成14年度着手 全学テーマ別評価)

滋 賀 大 学

平成16年3月

大学評価・学位授与機構



# 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が行う評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その結果を、大学等にフィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の教育研究活動等について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

### 2 評価の区分

機構の行う評価は、今回報告する平成14年度着手分までを試行的実施期間としており、今回は以下の3区分で評価を実施した。

- (1) 全学テーマ別評価(国際的な連携及び交流活動)
- (2) 分野別教育評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)
- (3) 分野別研究評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)

### 3 目的及び目標に即した評価

機構の行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、目的及び目標が、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることを前提とした。

## 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」について

### 1 評価の対象機関及び内容

本テーマでは、大学等が行っている教育研究活動等を基盤とした国際的な連携や交流活動について、全学的(全機関的)な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者から要請のあった全国立大学(97大学)及び大学共同利用機関(総合地球環境学研究所を除く14機関)並びに公立大学の一部(4大学)とした。

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去5年間の状況の分析を通じて、次の3つの評価項目により実施した。

- (1) 実施体制
- (2) 活動の内容及び方法
- (3) 活動の実績及び効果

### 2 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書(根拠となる資料・データを含む。)を平成15年7月末に機構へ提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会に取りまとめ、大学評価委員会で評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、平成16年3月の大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

### 3 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「目的」、「国際的な連携及び交流活動に関する目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」及び「特記事項」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「活動の分類ごとの評価結果」は、活動の分類ごとに、各評価項目での観点ごとの活動の状況・判断を記述している。「判断」は、目標を達成する上で、「優れている」、「相応である」、「問題がある」の3種類で示している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」、「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動の分類ごとの状況を総合的に判断して、当該評価項目全体の水準を以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・おおむね(貢献して又は挙がって)いる。
- ・相応に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ある程度(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ほとんど(貢献して又は挙がって)いない。

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目ごとに、当該大学等の活動において特徴あるとみなされる点等を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

### 4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：滋賀大学
- 2 所在地：滋賀県彦根市
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成  
 (学部) 教育, 経済  
 (研究科) 教育学研究科, 経済学研究科  
 (関連施設) 附属図書館, 保健管理センター, 生涯学習教育研究センター, 産業共同研究センター, 留学生センター(学内施設), 情報処理センター(学内施設), 地域連携センター(学内施設), 環境総合研究センター(学内施設), 教育学部附属教育実践総合センター, 教育学部附属環境教育湖沼実習センター, 経済学部附属史料館, 経済経営研究所(学内施設)  
 (附属学校) 教育学部附属小学校・附属中学校・附属幼稚園・附属養護学校
- 4 学生総数及び教職員総数  
 (学生総数): 学部 3,638 人, 大学院生 291 人  
 (教員総数): 306 名(うち附属学校教員数 77 名)  
 (教員以外の職員総数): 120 名

### 5 特徴

本学は、滋賀県師範学校と彦根高等商業学校の流れをくむ、教育、経済の二学部からなり、教育学部は学校教育教員養成課程・情報教育課程・環境教育課程の3課程で、経済学部は経済学科・ファイナンス学科・企業経営学科・会計情報学科・情報管理学科・社会システム学科の6学科で構成されている。

教育学研究科は学校教育・障害児教育・教科教育の3専攻から、経済学研究科は博士前期課程の経済学・経営学・グローバル・ファイナンスの3専攻及び博士後期課程の経済経営リスク専攻で構成されている。

本学における国際交流は、国際交流委員会を中心に進められており、「世界、特にアジア・太平洋地域との学術・教育交流を活発にし、環境や教育・経済などの分野で、国際的な研究貢献をめざす」との理念のもとに、5カ国8校の高等教育機関と国際交流協定を結び、交換留学生の受入れ・派遣、若手教員の大学院への受入れ、協定校での海外研修プログラムの実施、科学研究費補助金による共同研究プロジェクト、国際シンポジウムの開催などの交流事業を行なっている。

また広く、国際的な研究連携・貢献、学生や地域への支援を行い、国際的情報交流の拠点を目指している。

## 目的

大学等から提出された自己評価書から転載

大学は、研究と教育を通じて、人類の知的文化的遺産を継承し創造的に発展させることによって、世界と地域に貢献することを固有の使命としている。教育学部と経済学部の二学部よりなる滋賀大学は、琵琶湖の恵まれた自然環境と豊かな歴史文化を持つ滋賀に立地する大学として、国際交流活動を通して環境保全・創造や文化的・経済的活力の創造など、地域に関わる諸研究に組織的に取り組み、こうした研究活動の成果をもとに、国際社会に活躍できる視野をもち、人間性豊かな教養を備えた専門性の高い職業人を養成することを重要な使命としている。このため、本学では、特に、アジア・太平洋地域との学術・教育交流を活発にし、環境・教育・経済の分野における国際的な貢献を目指す。さらに、地域社会の国際化に参画・貢献する活動を支援することも大学の重要な役割であると考え。この視点から、国際的な連携及び交流活動としては、特に以下の諸点を重視している。

### (1) 学術交流による国際的な研究の推進と発展

本学では、琵琶湖に代表される水環境に関する研究、教育や経済の分野での研究の蓄積があり、これらをもとにして、特に、アジア・太平洋地域との学術交流を推進し、環境問題や産業経済構造の急速な高度化への対応など世界に共通する課題の解決に貢献する。また、大学として教官の国際的な研究活動や外国人研究者の受入れの支援システムを強化し、国際交流の推進を図る。

### (2) 国際交流による学生教育の国際化の推進

留学生の受入れを促進して日本の学術研究の成果を広く世界に普及するとともに人材の育成に貢献する。また、留学生の派遣、キャンパスの国際化及び交流協定校との共同教育プログラム開発を推進し、学生教育の水準を高め、国際化時代に対応できる人材の養成を目指す。

### (3) アジア諸国への国際協力と地域の国際化への貢献

工業先進国である日本は、急速な工業化によりアジア地域で発生している諸問題を総合的に分析し、学術交流を深めることで、これらの国の教育や研究を支援することが可能である。本学の場合、特に、環境に関する研究や実践力のある環境教育指導者の育成及び国際協力事業などの分野で役割を果たす。また、本学の擁する教育・研究の蓄積と人的資源を活用して、地域の教育機関、行政機関等における国際交流活動の企画・実施に参画し、地域社会の国際化に貢献する。

## 国際的な連携及び交流活動に関する目標

大学等から提出された自己評価書から転載

### (1) 国際交流の推進基盤の充実

- 1 大学の理念に則る国際交流の基本理念を定める。
- 2 21世紀の日本の国際社会でのポジションを見据えて、アジア・太平洋地域での学术交流協定締結校を戦略的に拡充することに努め、国際的な研究・教育活動の基盤とする。
- 3 国際交流の理念を実現する制度の整備に努める。特に、留学生の受入れと学生の海外派遣の制度的な基盤として、留学生センターを設置し、その機能の拡充を図る。
- 4 国際交流・連携活動や留学生の受入れを支える基金の整備とその責任のある運用を図る。

### (2) 学术交流による国際的研究などの推進

- 5 教育・経済の分野で、学术交流協定締結校との共同研究プロジェクト・国際交流セミナーの開催や研究者交流を通じた学术交流の推進を図る。
- 6 研究者の海外派遣や海外からの研究者の受入れなどを促進し、研究環境を国際化するための体制を整備する。
- 7 環境問題・教育をテーマとした国際シンポジウムを学术交流協定締結校との間で継続的に実施する。
- 8 環境教育湖沼実習センター等を中心にした、環境に関連する国際的な研究プロジェクトを推進し、環境研究について世界への発信を行う。
- 9 中国の東北財経大学での複数の教員による講義を手始めとして、交流を活発化する。
- 10 リスク研究にかかる国際的な研究交流について検討を開始する。
- 11 科学研究費補助金を活用した国際共同研究の推進を奨励する。
- 12 教官個人の国際的共同研究や国際会議などへの参加を促進する。
- 13 大学が保有する研究情報を世界に向けて発信する。

### (3) 国際交流による学生教育の国際化の推進

- 14 受入れ留学生数の節度ある増加をはかることで、キャンパスの国際性を高める。
- 15 留学生にとって魅力ある教育機関となるよう、教育や生活支援面での受入れ体制の整備を図る。
- 16 キャンパスにおいて留学生や外国人学生との交流

を促進するような「正課の授業および課外活動」を工夫する。

- 17 大学間協定締結校との共同教育プログラムの開発・実施や教育に関するシンポジウムの開催を通して、グローバルな時代に適応した教育内容の革新を試みる。
- 18 学生の国際的な感覚を高めるための協定締結校との短期海外研修プログラムへの派遣などの交流事業を充実させる。
- 19 学生が主体的に留学するための助けとなる、海外留学支援活動を推進するための制度を整備する。
- 20 滋賀県に所在しているミシガン州立大学連合日本センターとの学生交流を推進する。
- 21 学生を対象とした講演およびセミナーを実施する。

### (4) 国際協力によるアジア諸国の支援

- 22 アジア諸国における環境問題と経済発展をテーマに、現地の研究者と共同で研究・教育活動を行い、その成果を当該地域へと還元すべく啓蒙・普及活動を積極的に推進する。
- 23 アジア諸国における環境問題に携わる人材の育成に貢献する研修プログラムを整備する。
- 24 アジア諸国との研究・教育交流を通して、教育と経済の分野での日本の経験を移転する。
- 25 日本政府、外国政府、国際機関による国際協力事業に積極的に協力する。

### (5) 地域の国際化への貢献

- 26 地域の行政機関、教育機関などと連携した国際会議などを開催することで地域社会の国際化の一翼を担うことに努める。
- 27 地域社会に対して、国際セミナーの公開や留学生との交流の機会を積極的に提供し、地域社会の国際交流の要望に応える。
- 28 地域の教育機関やNPOなどの国際交流活動の支援を行う。

## 対象となる活動及び目標の分類整理表

大学等から提出された自己評価書から転載

活動の分類	「活動の分類」の概要	対象となる活動	対応する目標の番号
国際交流の推進基盤	国際連携活動の積極的推進のためには、推進基盤が整備されていなければならない。基盤となるのは、国際交流の基本理念、協定締結、推進体制、事業基金等である。	(1)国際交流の基本理念	1
		(2)国際交流協定の締結	2
		(3)国際交流の推進体制	3
		(4)国際交流事業基金等	4
教職員等の受入れ・派遣	教職員等の活発な国際的往来が、国際連携活動を推進する前提である。分類は、教職員等の受入れと派遣が大きな柱となる。その上で、受入れは外国人研究者の受入れと外国人教員の任用等に分け、併せ外国人研究者等に対する各種支援を取り上げる。	(5)外国人研究者の受入れ	6
		(6)外国人教員の任用等	6
		(7)外国人研究者等に対する各種支援	6
		(8)教職員の派遣	6
外国人留学生の受入れ・学生の海外留学と教育・学生交流	教育機関としての大学にとって、外国人留学生の受入れ、学生の海外留学は、国際連携活動の大きな柱となる。また、教育・学生交流も協定校等との間で活発に行われており、その共同教育プログラムの開発も課題である。なお、外国人留学生については留学生自身への各種支援とその交流支援が、学生の海外留学については各種支援が、問題になる。	(9)外国人留学生の受入れ	14
		(10)外国人留学生に対する各種支援とその交流支援	15, 27
		(11)学生の海外留学と支援	18, 19
		(12)教育・学生交流	16, 20
		(13)共同教育プログラムの開発等	9, 17
国際会議等の開催・参加	国際会議や国際シンポジウムは、研究・教育の成果について情報交換をする場であるとともに、社会に還元する場でもあり、重要な国際連携活動の一つである。それには、協定校等との間で開催するもの、地域との連携により開催・参加するもの、その他の国際会議等への参加がある。また、セミナー等への外国人研究者の招聘も、この分類に入れることができる。	(14)協定校等との国際会議等の開催	5, 7
		(15)地域との連携による国際会議等の開催・参加	26
		(16)その他の国際会議等への参加	12
		(17)セミナー等への外国人研究者の招聘	5, 21
国際共同研究の実施・参加等	グローバル化した今日、国際的共同研究等の実施・参加は、研究・教育機関としての大学にとって重要な国際連携活動の一つである。それには、協定校との国際共同研究、科学研究費補助金による国際共同研究、その他の国際共同研究がある。併せて、世界への研究情報の発信もこの分類に入る。	(18)協定校との国際共同研究	5, 8
		(19)科学研究費補助金による国際共同研究	8, 11
		(20)その他の国際共同研究	10, 12
		(21)世界への研究情報の発信	13
アジア諸国等への国際協力	アジア・太平洋地域重視の本学にとっては、アジア諸国等への国際協力が重要である。それには、本学独自の国際協力と JICA 等の事業への参加がある。	(22)大学独自の国際協力	22, 23 24
		(23)JICA 等の事業への参加	25
地域の国際化の支援	地域に根ざした大学としては、地域の国際化の支援が重要となる。それには、地域と共にする国際交流と、地域の国際交流の支援がある。	(24)地域と共にする国際交流	27
		(25)地域の国際交流の支援	28

## 活動の分類ごとの評価結果

### 1 教職員等の受入れ・派遣

#### 実施体制

**実施体制の整備・機能** 外国人研究者の受入れについては、全体を取扱う組織はないが、「外国人研究者規程」に基づき、受入れ部局が申請し、当該学部の教授会の議を経て学長の承認を得ている。また、外国人教員の任用等は、全体を取扱う組織はないが、「教員選考基準」等に基づき、当該学部で人事委員会等の審査を経て、当該学部の教授会で承認のうえ、学長が任命している。一方、外国人研究者に対する各種支援は、学務課留学生係の担当職員及び関係教員が適宜対応している。また、教員の派遣は、全体を取扱う組織はないが、教授会で公務に支障がないことを確認し、学長の承認を得ている。受入れ・派遣に関して、全学的な方針の下で実施体制を整備していないという点では改善の余地があるが、離れた場所に立地する2学部のみの小規模大学であるという現状からすれば、各学部で対応した方が効率的な場合もある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動目標の周知・公表** 平成13年に「大学の理念とその実現に向けた取り組み」を策定し、その中で、「世界への発信と交流」という目標を掲げた。各活動については、ホームページの活用は十分とは言えないが、「滋賀大学の現状と課題」、「自己点検・評価及び外部評価報告書」等を通じて、周知・公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**改善システムの整備・機能** 受入れや任用の都度、学部・センターに情報が集まり、国際交流委員会で審議・改善を行うが、情報収集システムの整備は十分とは言えず、改善の余地がある。また、点検・評価報告会（年1回開催）及び外部評価委員会（年1回開催）が、活動状況や問題点についての情報を収集し、学部・センターで検討し、改善に結びつけている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

**活動計画・内容** 当該大学は教育・経済の2学部からなり、また所在地が琵琶湖を擁する滋賀県であることから、環境、教育、経済分野での研究・教育を重視し、国際連携活動を行っている。その考えに基づき、教員の自主的な研究交流による受入れや派遣を活性化させ、特に交流協定校との人事交流に重きを置いている。また、外国人教員の任用等については、学生の語学力の向上に資すること、及び語学以外の任用を図ることにより、教育・研究環境の国際化を推進する。一方、外国人研究者等に対する各種支援については、宿泊施設の整備など、受け入

れ態勢の整備を図る。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動の方法** 国際交流重点分野（環境、教育、経済）やアジア太平洋地域との交流を重視し、それに関連する外国人研究者の受入れについては国際交流事業基金から資金を支出している。また、上記以外の受入れについても、宿泊施設の提供や資金援助等の支援を行っている。一方、外国人教員の任用については、特別な制限事項を設けておらず、日本人教員と同じ基準で採用している。また、教職員の派遣のうち、交流協定校への派遣については、国際交流事業基金を拠出している。交流協定締結に関しては、国際連携活動に責任を持つ国際交流委員会が所掌し、当該大学の特徴を活かした交流協定を締結するよう対応している。教員の主体的な研究活動による派遣は、経済学部学術後援基金等の拠出や外部資金の獲得等の支援を行っている。また、経済学部学術後援基金の運用は、高金利で安全な金融商品に預け替えることにより、運用益だけで事業を継続している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の実績及び効果

**活動の実績** 外国人研究者の受入れとしては、自己研究、視察・情報収集、講演を目的としたものが多いが、平成10年度20名から14年度33名と増加しており、そのうちの約半数を国際交流協定締結校が占めている。また、外国人教師の任用は、外国人教師・講師は、常勤が3名、非常勤が7名程度であり、外国人教員任用法に基づく教員は、毎年2~4名とほぼ横ばいである。一方、外国人研究者に対する支援としては、国際交流会館を建設し、外国人研究者用の宿泊設備を整備した。また、教員の派遣は、毎年130~150名である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動の効果** 外国人研究者の受入れにより、環境問題・環境教育をテーマとする国際シンポジウム等の成功に導いた。また、外国人研究者を任用することにより、教育改革への外国人教員の参加に結びついている。一方、外国人研究者等に対する各種支援のうち、国際交流会館の建設は、研究者の長期滞在を可能とし、研究者招聘の可能性を広げた。また、協定締結校への派遣を通じて、環境・教育・経済の各分野において、研究者交流体制が構築されつつある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

### 2 外国人留学生の受入れ・学生の海外留学と教育・学生交流

#### 実施体制

実施体制の整備・機能 外国人留学生の受入れについては、留学生センターが、国際交流委員会及び各学部と連携をとりながら、受入れ方針の再検討を行っている。入試業務は、正規学生については入学試験委員会、研究生等については各学部が、それぞれ対応している。また、留学生に対する各種支援については、全学的には国際交流委員会及び留学生センターが対応しているが、日常的には各学部が対応している。一方、学生の海外留学については、国際交流委員会学生交流専門委員会が留学計画、学力、語学能力等を審査し、教授会の議を経て、学長が許可する。海外留学に対する支援に関しては、国際交流委員会、留学生センター、学務課留学生係が連携して実施している。また、教育・学生交流に関しては、留学生センターが交流協定締結校との窓口となり、各学部が独自の交流プログラムを実施している。一方、共同教育プログラムの開発等は、留学生センターがプログラムの作成等の支援を行い、国際交流委員会が承認する。当該活動に関する実施体制は各学部が中心となっており、全学的な実施体制が不十分であるという点で改善の余地があるが、離れた場所に立地する2学部のみの小規模大学であるという現状からすれば、各学部で対応した方が効率的な場合もある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 平成13年に「大学の理念とその実現に向けた取り組み」を策定し、その中で、「世界への発信と交流」という目標を掲げた。各活動については、「滋賀大学の現状と課題」、「自己点検・評価及び外部評価報告書」等を通じて周知・公表している。また、上記の他、留学生の受入れ及び支援等については、入学案内・入試説明会やホームページ等で周知・公表している。一方、学生の海外留学と支援等については、説明会等により周知・公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 留学生の受入れについては、留学生センター等で受入れ方針の検討を行い、入学試験委員会などで入試制度の枠組みを検討する。また、留学生に対する各種支援等については、留学生担当事務職員等が留学生からの意見を聴取し、留学生センターで検討している。一方、学生の海外留学と支援については、学生からの事後レポート等をもとに、実施担当者が受入れ機関の担当者とも連絡を取り合いながら、改善を図っている。また、教育・学生交流については、意見交換や反省会を実施し、情報を収集している。上記以外にも「滋賀大学の現状と課題」、「自己点検・評価及び外部評価報告書」などを通じて点検・評価を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 「自己点検・評価及び外部評価報告書」において、「中期的な達成目標と目標達成のための手だて」を明らかにしており、その中で当該活動に関わる方

針を示している。特に、留学生の受入れ及び派遣の促進、留学生センターの充実、学生交流協定の締結、短期プログラムの改善・開発と運営、留学生ネットワーク(同窓会組織)の結成、日本人学生と留学生との交流の促進について、年次計画を策定している。また、留学生の受入れについては、従来は、アジア地域を中心に受入れてきたので、留学生の学力水準を維持しつつ、アジア以外の地域を含めて増加を図ることを計画している。一方、留学生に対する各種支援等については、学習支援、生活支援、交流支援を行うことを計画している。また、学生の海外留学と支援については、学術交流協定校の協力による海外研修プログラム及び短期留学推進制度による学生交流協定校への短期派遣留学を計画している。また、教育交流については、ミシガン州立大学と講義シラバスの内容を含めて協議を行い、英語での授業を開講する。学生交流については、ミシガン州立大学日本センターの学生やタイの学生交流協定校と、スポーツやクラブ活動を通じて交流を深める計画を立てている。一方、共同教育プログラムの開発等については、協定締結校であるディーキン大学や東北財経大学と共同で特別講義等を行う。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。活動の方法 留学生に対する学習支援については、入学時オリエンテーションの実施、留学生担当教員及びチューターによる指導・助言、附属図書館におけるガイダンス等の他、日本語能力向上のための「日本事情」「日本語補講」等の開講及び日本語の専門文献講読の講義等、留学生の学力水準の維持を図っている。また、生活支援については、授業料免除・奨学金支給、留学生後援会による一時貸付や保険加入補助、国際交流会館への入居、特別定期健康診断を行っている。また、交流支援については、留学生の交流の場として留学生センター室を開放し、地域との交流活動には留学生センターが窓口となっている。また、留学生を対象とした見学旅行や学長交歓会を開催している。一方、学生の海外留学と支援のうち、海外研修プログラムについては、アメリカのミシガン州立大学の協力による語学研修、オーストラリアのディーキン大学の協力によるオーストラリア文化・語学研修、タイのチェンマイ大学とプリンス・オブ・ソングラ大学の協力によるタイ・エコ・スタディーを実施し、単位を認定している。また、前年度の学生の参加者がプログラムやツアーの内容を、学生に説明している。一方、短期派遣留学については、留学説明会による募集、相手校との交渉、派遣学生選考試験を行い、短期留学推進制度を利用し、奨学金を申請している。また、私費による留学は、学生国際交流委員会で選考し、留学期間の修業年限及び在学期間への参入、修得単位の認定といった支援も併せて行っている。また、教育交流については、Japanese Economy and Business を英語で開講し、ミシガン州立大学日本センターの学生を受け入れる一方で、同センターの学生がクラブ活動に参加することを承認し、学生交流を図っている。また、教員・事務職員が引率し、タイの交流協定校にスポーツ遠征を行っている。共同教育プ

プログラムの開発等については、ディーキン大学との相互訪問等を通じて、教材の開発や特別講義を行っている。また、東北財経大学へ教員を派遣し、特別講義を行う等、大学間の関係を構築している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

#### 活動の実績及び効果

活動の実績 受入れについては、平成 10 年度 76, 11 年度 92, 12 年度 127, 13 年度 146, 14 年度 156 名である。また、留学生に対する支援のうち学習支援について、チューター制度を毎年 40~50 名が利用している。また、生活支援については、授業料免除が平成 10 年度 30, 11 年度 40, 12 年度 55, 13 年度 67, 14 年度 85 名となっている。国際交流会館への入居は、毎年 30 名前後の希望者に対し 10 名程度が入居している。一方、地域との交流活動は事業内容により一概には言えないが、毎回 10~50 名が参加している。見学旅行は年 2 回実施し、30~50 名が参加している。また、学長交歓会は年 1 回実施し、平均 50 名が参加している。一方、学生の海外留学と支援のうち、海外研修プログラム参加者については、ミシガン州立大学語学研修が平成 10 年度 25, 11 年度中止, 12 年度 13, 13 年度 14, 14 年度 9 名、オーストラリア研究が平成 10 年度 21, 11 年度 14, 12 年度 14, 13 年度 10, 14 年度 9 名、タイ・エコスタディーは平成 11 年度 16, 12 年度 12, 13 年度 12, 14 年度 9 名である。また、短期派遣留学については、毎年 1~2 名を派遣している。一方、Japanese Economy and Business に、ミシガン州立大学日本センターから 26 名、当該大学から約 20 名が参加した。また、学生交流については、毎年 30~40 名がタイへ訪問しスポーツ交流を行っている。一方、共同教育プログラムの開発等について、東北財経大学での講義の聴講者は延べ 440 名に達した。

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

活動の効果 留学生に対して様々な支援を行うことにより、近年受入れ数が増加しており、キャンパスの国際性を高めている。また、学生の海外留学と支援については、参加者数が減少傾向にあるものの、事後レポートから、参加者の満足度は高い。また、ミシガン州立大学日本センターとの交流は、プログラムの拡充等相互にメリットがあり、また、同大学との交流協定の締結や、授業料不徴収で同大学への留学が可能となった他、学生同士の草の根レベルでの交流が行われるようになった。一方、ディーキン大学との共同教育プログラムにより、海外研修プログラム「オーストラリア研究」を立ち上げた。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

### 3 国際会議等の開催・参加

#### 実施体制

実施体制の整備・機能 国際会議等への参加は、基本的に各教員のイニシアティブで行われており、全学的な支援体制が不十分であるという点で改善の余地がある。全学的な国際会議を開催する際の実施体制は、個別の会議ごとに実行委員会を立ち上げ対応している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 平成 13 年に「大学の理念とその実現に向けた取り組み」を策定し、その中で、「世界への発信と交流」という目標を掲げた。各活動については、「滋賀大学の現状と課題」、「自己点検・評価及び外部評価報告書」等やホームページ、ポスターなどで周知・公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 全学的かつ横断的な情報収集・改善システムは不十分であり、改善の余地があるが、個別の会議ごとに実施報告書及びアンケート等から活動状況や問題点を把握している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 当該大学は琵琶湖を擁する滋賀県にあることから、当該活動においても、環境問題について重点を置いて協定校等と共同で開催している。また、地域社会の国際化に参画・貢献するために、滋賀県や彦根市などの行政機関、滋賀県立大学などの教育機関と連携して国際会議等を開催している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 協定校等との国際会議については、環境問題・環境教育をテーマとした国際シンポジウムを協定締結校と共同で、平成 9 年 11 月及び 12 年 11 月に開催し、また 15 年 11 月に予定している等、継続的に実施している。また、21 世紀の大学の国際化戦略を議論するため、国際交流協定を結んでいる 5 つの大学・機関から国際交流担当者及び学生交流担当者を招聘し、滋賀県と彦根市の後援を受けて、平成 14 年 2 月にシンポジウムを開催した。一方、地域との連携による国際会議等の開催・参加については、びわ湖・フブスグル湖交流協会主催のもと、ウランパートルで開催された環境教育ワークショップの企画・運営及び講演を行った。また、「地域と大学で創る持続可能な社会」開催時には、会場費を節約するため、開催地の市等の共催を得て、国内外から研究者を招待した。一方、国内外の企業、大学、研究機関等が参加するびわ湖（国際）環境ビジネスメッセに、学長裁量経費から資金を充当し、フォーラムの開催や出展を行っている。また、セミナー等へ、国際交流事業基金や経済学部学術後援基金等から可能な限り資金援助を行い、外国人研究者を招聘している。また、教員個人の国際会議については、外部資金の獲得等により、参加を促進している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

### 活動の実績及び効果

活動の実績 協定校等との国際会議のうち、環境問題・環境教育をテーマとした第2回国際シンポジウムについては、約100名(うち、国外から約90名)が参加した。また、大学の国際化戦略のシンポジウムについては、延べ約300名(うち、国外から延べ約270名)が参加した。一方、地域との連携による国際会議等については、環境教育ワークショップの第1回目が約80名(うち、国外から約70名)、第2回目が約50名(うち、国外から約40名)が参加した。また、「地域と大学で創る持続可能な社会」については、約150名(うち、国外から約5名)が参加した。また、その他の国際会議等への参加については、平成10年度35名、11年度21名、12年度32名、13年度19名、14年度20名が出席している。一方、セミナー等への外国人研究者の招聘については、毎年数件である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 協定校等との国際会議等の開催については、今後の活動に活かせる議論が行われた。また、その他の国際会議等への参加について、教員各自の研究成果を発表することにより、その分野の研究発展に寄与することになり、また、教員本人にとっても、海外の研究者の発表・討論に直接触れることは、更なる研究活動の進展につながる。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

## 4 国際共同研究の実施・参画

### 実施体制

実施体制の整備・機能 国際交流委員会が、教育・研究の国際交流に関する事項や国際交流協定に関する事項などに関して、各学部・センター等と連携の上で審議・対応し、それに基づいて、国際共同研究を実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動目標の周知・公表 平成13年に「大学の理念とその実現に向けた取り組み」を策定し、その中で、「世界への発信と交流」という目標を掲げた。各活動については、「滋賀大学の現状と課題」、「自己点検・評価及び外部評価報告書」などを通じて、周知・公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

改善システムの整備・機能 組織的なシステムは不十分であり、改善の余地があるが、「滋賀大学の現状と課題」及び「自己点検・評価及び外部評価報告書」などを通じて、点検・評価を行っている。個別的には、研究成果の情報交換や研究会の開催により、活動状況を把握している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 協定校との国際共同研究については、ディーキン大学等と当該大学が重視している環境政策や環境教育に関する共同研究を行う。また、教員が各自の計画・内容で行う共同研究について、支援を行う。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 協定校との国際共同研究のうち、ディーキン大学とフレキシブルラーニングに関する共同研究を行っている。また、その他の国際共同研究は、教員個人の自主性に任せて行われる場合が多いが、それに対して、外部資金の獲得などの支援を行っている。特に科学研究費補助金については、申請件数の増加を図るため、説明会の開催や、事務組織による申請書の書式のチェック等を行っている。また、環境問題に特化した英文の業績一覧をホームページに掲載するなどの研究情報の発信により、国際共同研究への契機となっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

### 活動の実績及び効果

活動の実績 協定校との国際共同研究は2件あるが、いずれも科学研究費補助金を受けている。いずれも3年度に渡り、450万円及び840万円の補助を受けている。また、科学研究費補助金を活用した国際共同研究は、その他に2件あり、一つは3年度に渡り360万円、もう一つは4年度に渡り1220万円の補助を受け、現在継続中である。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 国際共同研究を通じて、教育の充実・発展に貢献している。また、協定締結校との共同研究により、海外研修科目「オーストラリアの生活と文化」が立ち上がるなど、交流が深まっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

## 5 アジア諸国等への国際協力

### 実施体制

実施体制の整備・機能 JICA(国際協力機構)等からの派遣等の協力依頼により、所属長が公務に支障がないことを確認の上、学長が最終決定を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動目標の周知・公表 平成13年に「大学の理念とその実現に向けた取り組み」を策定し、その中で、「世界への発信と交流」という目標を掲げた。各活動については、「自己点検・評価及び外部評価報告書」等により活動状況を周知・公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

改善システムの整備・機能 JICA等の事業への参加については、中間及び最終評価会や終了後の反省会などが

ら問題点を把握し、JICA を交えて改善に向けて検討する。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 大学独自の国際協力として、環境教育湖沼実習センターが中心となり、環境政策や環境教育に関する提言を行うことを目的として、タイ北部・ピン川流域の水環境・経済・生活環境調査を行い、また、タイの現職教員を対象にワークショップを開催し、講義を行う。また、JICA の委託により海外から研修生を受入れ、指導を行う。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 大学独自の国際協力として、タイの現職教員を対象としたワークショップでの講義を、現地の状況を踏まえて行っている。また、JICA 等の事業への参加については、JICA の委託を受け、国際湖沼環境委員会との共催により、「水環境を主題とした環境教育コース」を設け、開発途上国から研修生を受入れ、講義・実習を行い、研修後もメールで交流し、支援を行っている。一方、JICA の委託により国際湖沼環境委員会が主催する「水質保全コース」に参加する海外派遣研修生に対して、専門的立場から講義を行っている。(財)太平洋人材交流センター等の依頼により、専門家を派遣し、事業の実施に協力している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の実績及び効果

活動の実績及び効果 JICA 等の事業への参加のうち、「水環境を主題とした環境教育コース」については、平成 12 年度から 3 年行い、これまでスリランカなど 14 ケ国から毎年 8 名ずつ、計 24 名が参加している。また、「水質保全コース」については、10 年以上継続して行っており、毎年 2 日間講義を行っている。一方、(財)太平洋人材交流センター等の依頼により毎年 1~2 名の専門家を派遣している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 大学独自の国際協力として、タイで開催したワークショップでの講義は、現地の現職教員への支援を実現した。また、JICA 等への事業への参加について、「水環境を主題とした環境教育コース」及び「水質保全コース」を受講したそれぞれの研修生の一人からは、「大変充実したものである」との声が聞かれ、JICA の担当者からも口頭ではあるが、評価を得ている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 実施体制

実施体制の整備・機能 当該活動に関しては、各学部等が責任を持って支援・実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動目標の周知・公表 各活動について、「自己点検・評価及び外部評価報告書」などを通じて、周知・公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

改善システムの整備・機能 参加者等からのアンケートや要望等から問題点等を収集し、次回に活かしている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 国際的情報交流の拠点を目指すために、地域社会の国際化に参画・貢献する活動を支援する。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 地域と共にする国際交流として、JICA の国際交流事業により、滋賀県教育委員会が中国湖南省からの研修生を受け入れているが、その事業に対し、当該大学のゼミに参加させたり、日本人の大学院生と研究交流を図るなどの協力・支援を行っている。また、オーストラリアの高校漕艇チームによる日本への遠征を、教育学部長を通じて、県教育委員会や県内の高等学校等に協力依頼を行うことにより、支援した。一方、地域の合唱団や児童合唱団の海外親善演奏会に対して助言を行う等、地域の国際交流を支援している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の実績及び効果

活動の実績 滋賀県教育委員会の研修生の受入れに対する協力支援は、平成 13 年度及び 14 年度に行っている。また、海外親善演奏会は、毎年 1 回、アメリカやヨーロッパで行われている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 滋賀県教育委員会の研修生受入れに対する支援・協力について、研修生を派遣している湖南師範大学から礼状が送られ、また、同大学から招待講演の依頼がある等の派生効果があった。また、漕艇チームの日本遠征を支援することにより、地域のスポーツ活動に刺激を与え、発展に寄与した。また、海外親善演奏会を支援することにより、毎年海外で演奏会を実施しており、地域の国際交流に寄与している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

## 6 地域の国際化の支援

## 評価項目ごとの評価結果

滋賀大学の「国際的な連携及び交流活動」について、当該大学の目的及び目標に照らして行った活動の分類（教職員等の受入れ・派遣，外国人留学生の受入れ・学生の海外留学と教育・学生交流，国際会議等の開催・参加，国際共同研究の実施・参画，アジア諸国等への国際協力，地域の国際化の支援）ごとの評価結果を，評価項目単位で整理し，以下のとおり，評価項目ごとの評価を行った。なお，上記の活動の分類の他に，国際交流の推進基盤が当該大学より挙げられていたが，これについては，他の活動の分類との内容の重複があったため，活動の分類としての評価を行わなかった。

### 1 実施体制

評価は，実施体制の整備・機能，活動目標の周知・公表，改善システムの整備・機能の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

実施体制の整備・機能の観点では，全学的な組織として国際交流委員会や留学生センターが，各学部・センターと連携し，国際交流に関する活動について審議・対応しており，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動目標の周知・公表の観点では，平成 13 年に「大学の理念とその実現に向けた取り組み」を策定し，その中で「世界への発信と交流」という目標を掲げており，全ての活動の分類に関して「相応である」と判断した。

改善システムの整備・機能の観点では，「滋賀大学の現状と課題」や「自己点検・評価及び外部評価報告書」等により情報収集・改善を行っており，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

#### 貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。  
特に優れた点及び改善を要する点等

外国人教員を委員会委員に積極的に配置している点は，大学運営を国際化するために有効な手段であり，特に優れている。

離れた場所に立地している 2 学部からなる小規模な大学である事情を考慮し，個別に対応する方が効率的である場合もあるが，全学的に統括・運営する実施体制・改善システムが未整備な部分がある点は，改善の余地がある。

### 2 活動の内容及び方法

評価は，活動計画・内容，活動の方法の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

活動の計画・内容の観点では，活動の分類「外国人留学生の受入れ・学生の海外留学と教育・学生交流」における留学生の受入れ及び派遣の促進や学生交流協定の締結などの年次計画の策定及び活動等を「優れている」と判断したが，その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動の方法の観点では，活動の分類「外国人留学生の受入れ・学生の海外留学と教育・学生交流」におけるタイのチェンマイ大学とのタイ・エコ・スタディーやオーストラリアのディーキン大学とのオーストラリア文化・語学研修等の海外研修プログラムの積極的実施及びミシガン州立大学日本センターの学生の受入れなどの緊密な連携活動を「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

#### 貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

琵琶湖を抱える滋賀県の大学として，環境分野での国際的研究・教育活動に学部を越えて重点的に取り組むこ

とを国際交流の基本理念としていることに伴い、国際シンポジウムの継続的实施・参加、タイでの環境調査などを精力的に行っている点は特色がある。

彦根市に所在するミシガン州立大学連合日本センター（JCMU）と、滋賀大学における英語での講義やクラブ活動への参加といった教育・学生交流を通じて米国のミシガン州立大学 15 大学との意志疎通が緊密となっている点は特色がある。

タイ・エコスタディーの実施は、国際的な環境問題を学生に理解させ、また、プログラムやツアーの内容を前年度の参加した学生が説明をするというサイクルを確立したことは学生が主体的に取り組んでいることの現れであり、特色がある。

低金利の時代である現状を踏まえ、経済学部学術後援基金は、高金利の安全な金融商品に預け替えるという工夫をしている。基金整備の重要性を認識して改善策を積極的にとっており、特に優れている。

100 名（うち、国外から約 90 名）、国際化戦略のシンポジウムには延べ約 300 名（うち、国外から延べ約 270 名）と参加が多数であり、研究者交流の推進が図られている点は特に優れている。

---

### 3 活動の実績及び効果

---

評価は、活動の実績、活動の効果の各観点に基づいて、目的及び目標で意図した実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

#### 目的及び目標で意図した実績や効果の状況

活動の実績の観点では、活動の分類「外国人留学生の受入れ・学生の海外留学と教育・学生交流」に関して、受入れ留学生数が過去 5 年間で 76 名から 156 名へと倍増している点を「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

活動の効果の観点では、全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

これらの評価結果から、総合的に判断し、以下の水準とした。

#### 実績や効果の程度（水準）

目的及び目標で意図した活動の実績や効果が相応に挙げられている。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

国際交流協定締結校との国際会議のうち、環境問題・環境教育をテーマとした第 2 回国際シンポジウムは約

## 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該対象機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に意見の申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該対象機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 「評価項目ごとの評価結果」の「実施体制」</p> <p>【評価結果】 特に優れた点及び改善を要する点等 外国人教員を委員会委員に積極的に配置している点は、大学運営を国際化するために有効な手段であり、特に優れている。</p> <p><u>離れた場所に立地している2学部からなる小規模な大学である事情を考慮し、個別に対応の方が効率的である場合もあるが、全学的に統括・運営する実施体制・改善システムが未整備な部分がある点は、改善を要する。</u></p> <p>【意見】 「活動の分類ごとの評価結果」の書き振りとは平仄が合わず異なったニュアンスを伝えるものに変質しており、また「評価実施手引書」記載の「特に優れた点及び改善を要する点等」の判断に当たって参考とされるべき考え方に反しているため、下線部分は削除してほしい。</p> <p>【理由】 「評価項目ごとの評価結果」は、「活動の分類ごとの評価結果」を「評価項目単位で整理し」、「評価項目ごとの評価を行った」ものとされる。「評価項目ごとの評価結果」には、「活動の分類ごとの評価結果」が正確に反映されていなければならない。しかし、意見の申立てをした当該箇所については、問題がある。「活動の分類ごとの評価結果」で指摘を受けた箇所を総体的に見れば、「全学的に統括・運営する実施体制・改善システムが未整備な部分がある点は改善の余地があるが、離れた場所に立地している2学部からなる小規模な大学である事情を考慮し、個別に対応の方が効率的である場合もある」となるはずである。しかし、「評価項目ごとの評価結果」では、「が」で接続する前半部分と後半部分が逆転した書き振りとなっている。しかも、「活動の</p>	<p>【対応】 左記の評価結果の下線部分の記述を以下のとおり修正した。</p> <p>『離れた場所に立地している2学部からなる小規模な大学である事情を考慮し、個別に対応の方が効率的である場合もあるが、全学的に統括・運営する実施体制・改善システムが未整備な部分がある点は、改善の余地がある。』</p> <p>【理由】 「改善を要する点」は、「評価実施手引書」等に、「目的及び目標の内容、取組の状況等から見て、工夫や努力等により改善が図れると判断できる場合などに用い、一般的には、「観点ごとの自己評価」で「問題がある」と判断した中から取り上げられることが考えられます。」とあり、一般的には「活動の分類ごとの評価結果」での観点に関する状況の程度が「問題がある」と判断した中から取り上げることが考えられるが、本評価の目的は、「大学の教育研究活動の改善に役立てる」という点にあり、その趣旨に従って「目的及び目標の内容、取組の状況等から見て、工夫や努力等により改善が図れる」と判断した点を指摘することが基本となっている。</p> <p>評価結果に記したとおり、離れた地区に分かれている2学部が、それぞれ個別に国際連携活動に対応することが効率的な場合が多々あることは十分に認められるが、その上で、一つの大学としての統一性を実施体制においてより明確に確保し、大学全体のビジョンの下に、それぞれの学部の国際連携活動を支援していく体制を整備していくことは、その改善・向上にとって重要なポイントであると判断した。したがって、本評価の趣旨に即して、当該大学の国際連携活動の更なる発展を願って「改</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>分類ごとの評価結果」では、「改善の余地がある」との評価文言が用いられており、「改善を要する」との文言は用いられていない。以上により、意見の申立てをした箇所は、「活動の分類ごとの評価結果」の書き振りと平仄が合わず、異なったニュアンスを伝えるものに変質していると判断する。</p> <p>「評価実施手引書」19 ページには、「特に優れた点及び改善を要する点等」の判断に当たって参考とされるべき考え方が記載されているが、「改善を要する点」は、「目的及び目標の内容、取組の状況等から見て、工夫や努力等により改善が図れると判断できる場合などに用い、一般的には、『観点ごとの自己評価』で『問題がある』と判断した中から取り上げられることが考えられます」とされている。「自己評価書」で「問題がある」との評価は行っていないし、「活動の分類ごとの評価結果」においても、「問題がある」との評価は行われていない。以上により、意見の申立てをした箇所は、「評価実施手引書」記載の「特に優れた点及び改善を要する点等」の判断に当たって参考とされるべき考え方に反していると判断する。少なくとも、「評価実施手引書」に照らす限り、「特に優れた点及び改善を要する点等」として取り立てて取り上げるまでもない指摘事項と判断する。また、責任をもって決定・公表した考え方を、途中で評価を受ける側に不利に変更することは、別の大きな問題である。</p>	<p>善を要する点」として指摘したものであるが、活動の分類の評価結果に合わせて、意見のとおり文言を修正した。</p>
<p>【評価項目】 「6 地域の国際化の支援」の「実施体制」、「活動の内容及び方法」、「活動の実績及び効果」</p> <p>【評価結果】 評価結果の記述なし</p> <p>【意見】 「自己評価書」の中で記述した「附属学校の活動」について、「評価結果」の中では一切コメントされておらず、本活動が機構において、どのように判断されたのか不明である。「附属学校の活動」も含めた評価としてほしい。対象外とされるのであれば、その理由を明示してほしい。</p> <p>【理由】 本学は、「地域に根ざした大学としては、地域の国際化の支援が重要となる」(「自己評価書」3 ページの「『活動の分類』の概要」との認識の下に、「地域</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 本評価は「全学的(全機関的)な方針の下に行われている活動」を対象とすることが原則となっているが、当該大学の附属学校の国際連携活動は、大学としてどのような体制の下に支援し、改善・向上させていくのかという点について、書面調査、ヒアリング等により明らかにすることができなかった。なお、附属学校の国際連携活動については、大学の全学的な支援や学部等の主体的な関与が認められる場合を除いて対象外の活動とすることが、専門委員会において合意されている。当該大学では、附属学校の国際連携の活動が目的及び目標</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>の国際化の支援」を活動分類の一つとし、その中で、附属学校の取組を大学・学部所属機関の活動として位置づけ自己評価し、機構に提出した。しかしながら、「自己評価実施要項」9 ページにおいては附属学校の活動は評価の対象外とされていないにもかかわらず、「評価結果」においては、評価の記述が欠落しており、またその理由が記載されていない。</p> <p>欠落の理由として、機構が附属学校を大学・学部の機関として認知しておらず、それゆえ、附属学校の活動を評価の対象外としたことが推測される。もし、このような認識であるならば、再考していただきたい。現在、附属学校に対しては、文部科学省等から、大学・学部と一体となった教育・研究活動が期待されている。「自己評価書」99 - 102 ページにおいても、この点を念頭に置き、附属学校の活動を評価している。</p> <p>欠落の他の理由として、本学・附属学校の活動の分析・評価が困難であったことが推測される。この点に関しては、「ヒアリングにおける確認事項等」(33 - 37 ページ)や「ヒアリング」において、誠実に回答・説明したつもりである。それでも分析・評価が困難であったとすれば、その理由等を納得いく形で説明していただきたい。</p>	<p>に明示されていないことも考慮し、当該活動を対象外の活動と判断した。</p>